

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局  
男女間暴力対策課長

配偶者からの暴力による被害者に対する居住の安定確保について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

配偶者からの暴力による被害者（以下「DV被害者」という。）への公営住宅への入居の取扱い等については、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日国住総第 191 号）が発出されているところです。

今般、DV被害者の生活再建の支援を強化するため、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和 4 年 12 月 26 日 DV 対策抜本強化局長級会議）が取りまとめられたことを踏まえ、地方公共団体における公営住宅の空室情報等の問合せ窓口及びセーフティネット住宅提供システムについて下記のとおり周知いたしますので、DV被害者から住まいに関する相談があった際に、当該窓口等を紹介していただく等、DV被害者の支援に適切に活用されるようお願いいたします。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、本通知の内容について、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

1 地方公共団体における公営住宅空室情報等の問合せ窓口  
別添のとおり

2 セーフティネット住宅情報提供システム

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

※ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の検索・閲覧が可能なサイト

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づくセーフティネット登録住宅制度において、「住宅確保要配慮者」としてDV被害者が位置づけられている。

### 3 その他

「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」の取りまとめを踏まえ、「配偶者からの暴力被害者に対する居住の安定確保について」（令和 5 年 3 月 31 日国住備第 487 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）が別紙のとおり発出されましたので、内容について御了知の上、住宅関係部局と連携し、適切な御対応をお願いいたします。